

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画主体	昭和村

昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県昭和村産業建設課
所在地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652
電話番号 0241-57-2117
FAX番号 0241-57-3044
メールアドレス sangyou@vill.showa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ハクビシン カワウ・カラス・カルガモ・アオサギ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	昭和村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル		0千円
	計	0千円
イノシシ		0千円
	計	0千円
ツキノワグマ	水稲	597a
	野菜	194千円 0千円
	計	597a 194千円
ハクビシン	野菜	22a 4千円
	計	22a 4千円
カワウ	アユ、ウグイ、イワナ、 ヤマメ	304kg 504千円
	計	304kg 504千円

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	トマト	5a 18千円
	トウモロコシ	4a 3千円
	計	9a 21千円
カルガモ	水稲	193a 121千円
	計	193a 121千円
アオサギ	アユ、ウグイ、イワナ、 ヤマメ	0千円
	計	0千円
農作物被害計		821a 340千円
水産物被害計		304kg 504千円
総計		844千円

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

農林水産業等への被害は特に確認されておらず、被害額は出ていない現状である。

しかし以前に村内で1～2頭の個体が松山、両原、大芦地区で確認されており南会津町等の近隣町村における農作物等への被害を勘案し、今後被害が懸念される。

②イノシシ

農林水産業等への被害は特に確認されておらず、被害額は出ていない現状である。

そもそも従来生息していなかったが、平成22年度は5～6頭が大芦地区において目撃され、平成24年度は大芦地区で3頭、平成25年度には10頭以上が狩猟捕獲されている。

このことから、当地区では、確実に個体数が増加しており生息域の拡大が進めば農作物への大きな被害や人的被害も懸念される。

③ツキノワグマ

平成24年度においてはツキノワグマ大量出没年であり被害が村内全域で確認された。平成23年度以降は特に収穫時期の水稻などの農作物への被害が大きく、今後対策を講じる必要がある。

また、近年は餌を求めて集落内人家直ぐ脇を徘徊するなど人的被害も懸念される。

④ハクビシン

平成24年度においては家庭菜園等でのトウモロコシの被害が野尻、大芦、喰丸、両原地区等でみられた。今後も夏期から秋期にかけての農作物収穫期の被害及び住居や倉庫などへの侵入による被害が懸念されるため対策を講じる必要がある。

⑤カワウ

被害は村内野尻川流域で確認されており毎年5月から8月にかけて地元漁業組合が放流するアユ、ウグイ、イワナ、ヤマメの稚魚等が被害を受けているため、対策が必要である。

⑥カラス

平成24年度においては家庭菜園等でのトマトなどの被害が下中津川、喰丸、大芦、小野川地区でみられ、今後も農作物収穫期に被害が懸念される。また、人家周辺に出没するため、銃器での捕獲が難しく、今後は防除対策の検討も必要である。

⑦カルガモ

カルガモによる被害は村内全域でみられ、5月から6月にかけて田植え後の水田に飛来し、活着時期の水稲の生育に著しい影響を及ぼしている。被害は拡大傾向にあるため今後対策を講じる必要がある。

⑧アオサギ

アオサギによる農林水産業等への被害は特に確認されていなく、被害額は出ていない現状である。

しかし村内全域で田植え後の水田に飛来しているのが目撃されている。

また、村内主要河川において地元漁業組合が放流するアユ、イワナ、ヤマメ、ウグイなどの被害も懸念されるため、今後対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
農作物被害額	ツキノワグマ 194千円 ハクビシン 4千円 カラス 21千円 カルガモ 121千円 計 340千円	ツキノワグマ 175千円 ハクビシン 3千円 カラス 19千円 カルガモ 109千円 計 306千円
農作物被害面積	ツキノワグマ 597 a ハクビシン 22 a カラス 9 a カルガモ 193 a 計 821 a	ツキノワグマ 537 a ハクビシン 19 a カラス 8 a カルガモ 174 a 計 738 a
水産物被害額	カワウ 504千円	カワウ 453千円
水産物被害量	カワウ 304 Kg	カワウ 273 Kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和村鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器、ワナによる捕獲を実施した。 	<p>狩猟者が減少し、捕獲の担い手の育成が急務である。</p> <p>被害の増加に伴い、捕獲の出動要請が増加し従来の捕獲体制では対応が困難になっている。</p> <p>補助者となる地域住民の協力が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵、緩衝帯は個人対応でお願いしてきた。 ・花火・爆竹による追上げ、追払いについては実施隊により対応した。 ・カワウ、アオサギについては野尻川漁協によりカカシ、テグス張りによる追い払いを行った。 	<p>侵入防止柵、緩衝帯については個別対策にとどまっており、地域として被害を軽減するまでには至っていないため、地域が連携を取って被害防止対策を進める必要がある。</p> <p>また、果樹所有者への放任果樹除去の推進も必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>本村では、ツキノワグマにより、隔年周期ではあるが水稻を中心とした農作物被害が著しい。また、人家敷地内の放任果樹を目的とした出没による人的被害の懸念も高まっている。</p> <p>ハクビシン、カラスなどによる野菜等農作物被害、カルガモによる水稻被害、また、カワウ、アオサギなどによる魚族資源への被害などが増加している。今後ニホンザルやイノシシなどによる新たな被害も思慮される。</p> <p>特に、イノシシについては、年々個体数が増加傾向にあるため、水稻や農作物への被害が確認されている。個体数の増加が懸念される、イノシシの個体数調整については、有害鳥獣捕獲・狩猟により実施していく。</p> <p>全鳥獣被害への対策のため、今後も引き続き、昭和村鳥獣被害対策実施隊を中心とした関係機関及び地域ぐるみでの追払い、放任果樹の除去推進、緩衝帯の設置などを推進するとともに、狩猟者が減少傾向にあるため、捕獲活動の担い手育成を図り円滑な捕獲活動ができるよう努める。</p> <p>さらに、地域住民が主体となって被害防止対策を講じられるよう啓発を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会両沼支部昭和分会より隊員の推薦を受けた者を、昭和村長が任命し昭和村鳥獣被害対策実施隊を平成24年7月に編成している。

捕獲は、昭和村と昭和村鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ被害防止啓発活動を実施する。・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。・ ニホンザル、イノシシ対策の研修会へ参加する。・ 地域住民が補助者となるため村主催の講演会への参加を促す。
27	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ被害防止啓発活動を実施する。・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。・ ニホンザル、イノシシ対策の研修会へ参加する。・ 対象鳥獣に応じた捕獲方法の検討を実施する。・ 地域住民が補助者となるため村主催の講演会への参加を促す。
28	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民へ被害防止啓発活動を実施する。・ 地域住民に対して地域の現状を認識させ狩猟免許等への資格取得促進を図り担い手の確保に努める。・ 箱ワナ(イノシシ用)を購入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第11次鳥獣保護事業計画、福島県ニホンザル保護管理計画 福島県イノシシ保護管理計画、福島県ツキノワグマ保護管理計画 福島県カワウ保護管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンザル	福島県ニホンザル保護管理計画の基準による	福島県ニホンザル保護管理計画の基準による	福島県ニホンザル保護管理計画の基準による
イノシシ	福島県イノシシ保護管理計画の基準による 鳥獣被害防止緊急捕獲事業の目標頭数 15頭	福島県イノシシ保護管理計画の基準による 鳥獣被害防止緊急捕獲事業の目標頭数 15頭	福島県イノシシ保護管理計画の基準による 鳥獣被害防止緊急捕獲事業の目標頭数 15頭
ツキノワグマ	福島県ツキノワグマ保護管理計画の基準による	福島県ツキノワグマ保護管理計画の基準による	福島県ツキノワグマ保護管理計画の基準による
ハクビシン	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による
カワウ	福島県カワウ保護管理計画の基準による 鳥獣被害防止緊急捕獲事業の目標頭数 3羽	福島県カワウ保護管理計画の基準による 鳥獣被害防止緊急捕獲事業の目標頭数 3羽	福島県カワウ保護管理計画の基準による 鳥獣被害防止緊急捕獲事業の目標頭数 3羽
カラス	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による
カルガモ	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による
アオサギ	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第11次鳥獣保護事業計画の基準による

捕獲等の取組内容	
<p>捕獲は、人的被害の危険及び農作物の被害が大きい地域を重点的に必要最低限の捕獲を行う。</p>	
ニホンザル	：箱ワナ、銃器（4月～翌年2月）
イノシシ	：箱ワナ、銃器（4月～翌年3月）
ツキノワグマ	：箱ワナ、銃器（4月～翌年2月）
ハクビシン	：箱ワナ（4月～翌年2月）
カワウ	：銃器（4月～翌年2月）
カラス	：銃器（4月～翌年2月）
カルガモ	：銃器（4月～翌年2月）
アオサギ	：銃器（4月～翌年2月）

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
なし	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<p>地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報提供及び被害防止啓発活動を行い自衛意識を促す。</p> <p>地域ぐるみでの緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を推進する。</p>

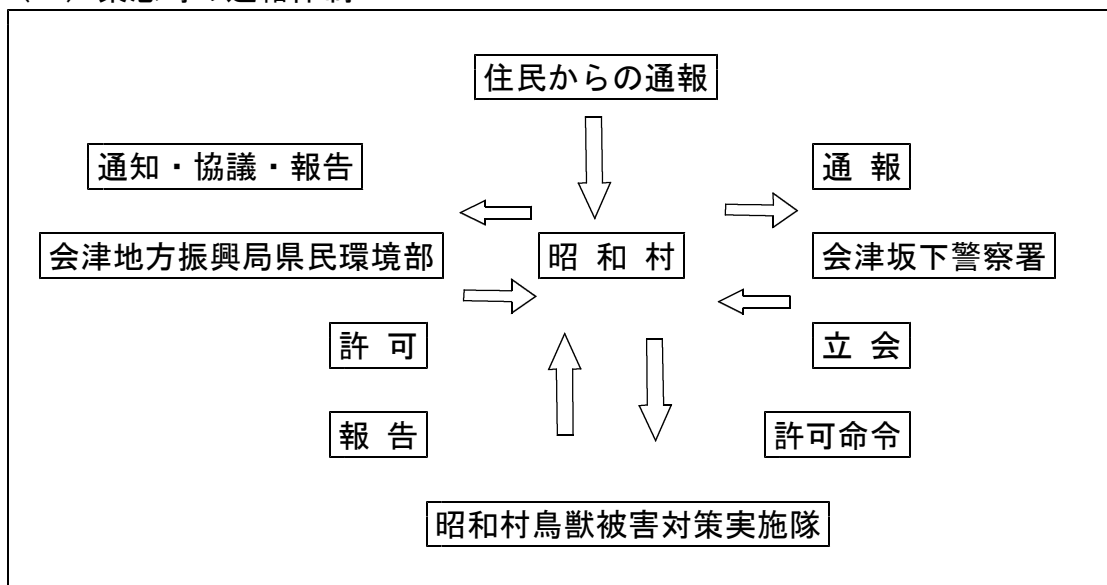
年度	対象鳥獣	取組内容
27	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報提供及び被害防止啓発活動を行い自衛意識を促す。 地域ぐるみでの緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を推進する。
28	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報提供及び被害防止啓発活動を行い自衛意識を促す。 地域ぐるみでの緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
昭和村	警察等関係機関等へ連絡調整を行う。
昭和村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
会津地方振興局	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する指導等を行う。
会津坂下警察署	現場確認及び立会を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	昭和村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
昭和村	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
昭和村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
福島県猟友会両沼支部昭和分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する助言・指導を行う。
会津みどり農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
野尻川非出資漁業協同組合	内水面における有害鳥獣関連の情報提供を行う。
昭和村行政区長会	地域における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署 昭和森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所 金山普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年7月1日、村職員及び福島県猟友会両沼支部昭和分会会員を構成員として、昭和村鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲等の鳥獣被害防止対策を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

イノシシ・カワウ捕獲目標数算出根拠（昭和村）

イノシシについては、平成25年度狩猟期間中に17頭が捕獲されているので、15頭を毎年度の捕獲目標として設定しました。

カワウについては、協議会の野尻川漁協への配分羽数を捕獲目標として設定しました。